

技術基準適合自己確認制度の対象拡大について

- 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正 -

改正の背景

技術基準適合自己確認制度の対象拡大について、電波有効利用の促進に関する検討会報告において、「無線設備の技術基準、使用態様、他の無線局に混信妨害を与える影響の度合いを勘案し、例えば、携帯電話端末に搭載された無線LANについて対象とすることを検討することが適当である」旨の結論が示されていることから、今回、所要の改正を行うもの。

改正の概要

上記「改正の背景」を踏まえ、携帯電話端末等に搭載された無線LANを、新たに、技術基準適合自己確認制度の対象設備に追加する。具体的改正事項は以下のとおり。

- ・ 携帯電話端末等と同一の筐体に収められている小電力データ通信システム（無線LAN）を、技術基準適合自己確認制度対象設備に追加（証明規則第2条第2項関係）
- ・ その他規定の整備（証明規則別表第二号関係）

《参考：技術基準適合自己確認制度について》

【製造業者や輸入業者が、電波法に定める技術基準への適合性について、自ら確認する制度】

特定無線設備（小規模な無線局に使用するための無線設備）のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの（電波法第38条の33）

現在の対象設備：携帯電話、PHS、コードレス電話等